

高齢者の移動手段の確保に関する検討会

中間とりまとめ(素案) 説明資料

平成29年5月18日

5.(2) 介護保険制度に関する輸送サービスの活用

- 介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業に基づいて実施される「訪問型サービスD(移動支援・移送前後の生活支援)」について、事業の対象者以外に対して支援を行う際の考え方を明確化することにより、移動支援の普及・拡大を促進

■ 訪問型サービスDの導入事例

神奈川県秦野市

(秦野市訪問型移動支援サービス事業)

【内容】

住民全体の通所型サービスに係る移動支援

【対象者の要件】

次の要件のすべてを満たす人

- ① 要支援者、基本チェックリスト該当者
- ② ケアマネジメントの結果、送迎を必要とする人

【サービス提供者の要件】

- ・ 福祉有償運送登録事業者
- ・ 通所サービスの送迎を実施するなど、高齢者の送迎に対して十分な知識と経験を有する団体

【補助の対象】

コーディネーターに係る人件費、消耗品、通信費、車両保険料などの間接経費

【利用者負担】

なし

■ 訪問型サービスDの概要

事業の対象者	要支援者及び 基本チェックリスト該当者
主な担い手	自家用有償旅客運送 及び 「互助」による運送を提供する者
サービスの 内容	通所型サービス等における送迎のみを別主体 が実施する場合(移動支援) 通院等における送迎の前後に行われる付き添 い支援(買い物等の送迎時也可)
実施方法	事業に関する間接経費補助 等
その他	事業の対象者以外に対して 移動支援等を行うことも可能 但し、その際の間接経費補助額は 費用按分等により算出